

R7常陸管内不動産鑑定評価業務(道路3・道路4) [企画競争入札方式]  
企画提案を特定するための基準

別紙-1

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト			
	判断基準					
不動産鑑定士の経験及び能力	1 地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地は、令和5年から令和7年(当該年度)とし、地価調査標準地は、令和4年から令和6年(当該年度)とする。」	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	① 当該年度を含み過去3年以上継続 ② 当該年度を含み過去3か年未満継続 ③ 過去3か年以内に担当経験がある ※ 担当経験がない場合は加算しない	6		
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	① 当該年度を含み過去3年以上継続 ② 過去3か年以内に幹事経験がある ※ 分科会の幹事経験がない場合は加算しない	4		
	2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和4年度以降公示日までとする。」	(1) 評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数			25	
		1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない	3		
			2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない		3
				3) 宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数		① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない
		(2) 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数				
		1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない			3
			2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない		3
				3) 宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数		① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない
(3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件に係る土地評価実績(堤外民地・池沼・地下地・保安林、埋地・ゴルフ場などの取引事例が稀少な評価、区分地上権・地役権などの特殊な権利に対する評価)	① 実績がある ② 実績がない場合は加算しない	4				
(4) 評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国税(路線調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加算しない	3				
業務実施方針	3 業務実施方針 固定項目(35点)	① 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について		10		
		② 適正な鑑定評価額を求めするために用いる鑑定手法等について				
		1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について		5		
		2) 鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について		5		
		3) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について		5		
		③ 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について				
	1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間(処理期間が短い場合に評価)		5			
	2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針(依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案されている場合に評価)		5			
	選択項目(30点)	④ 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について		10		
		⑤ 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について		10		
⑥ 評価額算出に使用する資料と留意事項について			10			
取組指針	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	(1) 女性活躍推進法に基づく認定等(えるほし認定企業)	プラチナえるほし:5 3段階目:4 2段階目:3 1段階目:2 行動計画:1	(5)		
		(2) 次世代法に基づく認定(ぐるみん・トライぐるみん・プラチナぐるみん認定企業)「ぐるみん(H29.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。))による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令第2条第3項の規程に基づく認定を受けている場合(「ぐるみん(H29.4.1~R4.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年度厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令第2条第2項の規定に基づく認定を受けている場合(「ぐるみん(R4.4.1以降の基準)」は、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加算する。)	プラチナぐるみん:5 ぐるみん(R4.4.1以降の基準):4 ぐるみん(H29.4.1~R4.3.31までの基準)またはトライぐるみん:3 ぐるみん(H29.3.31までの基準):2	(5)		
		(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	認定あり:4	(4)		
		※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加算を行う。(例えば、「プラチナえるほし」の認定を受け、かつ、「ぐるみん(R4.4.1以降)」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加算する。)				

## 企画競争方式における特定結果書

別紙-2-1

1. 業 務 名 : R7常陸管内不動産鑑定評価業務(道路3・道路4)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 令和7年4月17日
5. 特 定 ・ 非 特 定 通 知 日 : 令和7年5月15日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
株式会社 宮本不動産鑑定事務所	×	貴社については、企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため、非特定としたものです。
後藤不動産鑑定	◎	
大月不動産鑑定	◎	

企画競争評価表

- 1. 業務名 R7常陸管内不動産鑑定評価業務(道路3・道路4)
- 2. 所属(事務所)名 常陸河川国道事務所
- 3. 企画競争方式 企画競争方式
- 4. 企画提案書の提出要請日 令和7年4月17日
- 5. 特定通知日 令和7年5月15日

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト	4	3	1						
					後藤不動産鑑定 配点	大月不動産鑑定 配点	A社 配点						
不動産鑑定士の経験及び能力	1 地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地は、令和5年から令和7年(当該年度)とし、地価調査標準地は、令和4年から令和6年(当該年度)とする。」	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当	① 当該年度を含み過去3年以上継続	6	10	6	6	0					
			② 当該年度を含み過去3か年未満継続										
	(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	① 当該年度を含み過去3年以上継続	③ 過去3か年以内に担当経験がある	4	0	0	0						
			※担当経験がない場合は加算しない										
	2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和4年度以降公示日までとする。」	(1) 評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数	1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3	2	1	1					
				② 2. 実績件数が5件以上10件未満									
				③ 3. 実績件数が5件未満									
			2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3	2	1	1					
				② 2. 実績件数が5件以上10件未満									
				③ 3. 実績件数が5件未満									
			3) 宅地見込地、農地、林地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3	2	1	1					
				② 2. 実績件数が5件以上10件未満									
				③ 3. 実績件数が5件未満									
			(2) 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数	1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3	3	1	0				
					② 2. 実績件数が5件以上10件未満								
③ 3. 実績件数が5件未満													
2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数			① 1. 実績件数が10件以上	3	3	1	0						
	② 2. 実績件数が5件以上10件未満												
	③ 3. 実績件数が5件未満												
3) 宅地見込地、農地、林地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	3	0	1	0								
	② 2. 実績件数が5件以上10件未満												
	③ 3. 実績件数が5件未満												
(3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件に係る土地評価実績(堤外民地・池沼・線下地・保安林・崖地・ゴルフ場などの取引事例が稀かな評価、区分地上権・地役権などの特殊な権利に対する評価)	① 実績がある	② 実績がない場合は加算しない	4	4	4	4							
		③ 実績がない場合は加算しない											
(4) 評価対象地域内における差押不動産、売却不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準地等の公的鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	3	3	3	0							
							③ 3. 実績件数が5件未満						
3 業務実施方針	固定項目 (35点)	① 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について		10	65	8.6	10	10					
			② 適正な鑑定評価額を求めるとに用いる鑑定手法等について						1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について	5	5	5	5
									2) 鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について				
									3) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について				
									③ 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について				
			1) 鑑定あたりにより要する標準的な処理期間(処理期間が短い場合に評価)										
			2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針(依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案されている場合に評価)						5	5	5		
			④ 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について						10	10	10	10	10
			⑥ 評価額算出に使用する資料と留意事項について						10	6	6	8.6	
4 ワークライフバランス等の推進に関する指標	選択項目 (30点)	(1) 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業)	ブラチナえるぼし:5	(5)	5	(0)	(0)	(1)					
			3段階目:4										
			2段階目:3										
			1段階目:2										
(2) 次世代法に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)、「(くるみん(H29.3.31までの基準))」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改定する省令(平成29年度厚生労働省令第31号)以下「平成29年改正省令」という。による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規程に基づく認定を受けている場合に加算し、「くるみん(H29.4.1~R4.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改定する省令(令和3年度厚生労働省令第185号)以下「令和3年改正省令」という。による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令第2条第2項の規定に基づく認定を受けている場合に加算し、「くるみん(R4.4.1以降の基準)」は、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加算する。	プラチナくるみん:5	(5)	0	(0)	(0)								
	くるみん(R4.4.1以降の基準):4												
	くるみん(H29.4.1~R4.3.31までの基準)またはトライくるみん:3												
(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	認定あり:4	(4)	(0)	(0)	(0)								
※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加算を行う。(例えば、「ブラチナえるぼし」の認定を受け、かつ、「くるみん(R4.4.1以降)」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加算する。)													
計						82.6	75.3	71.6					